

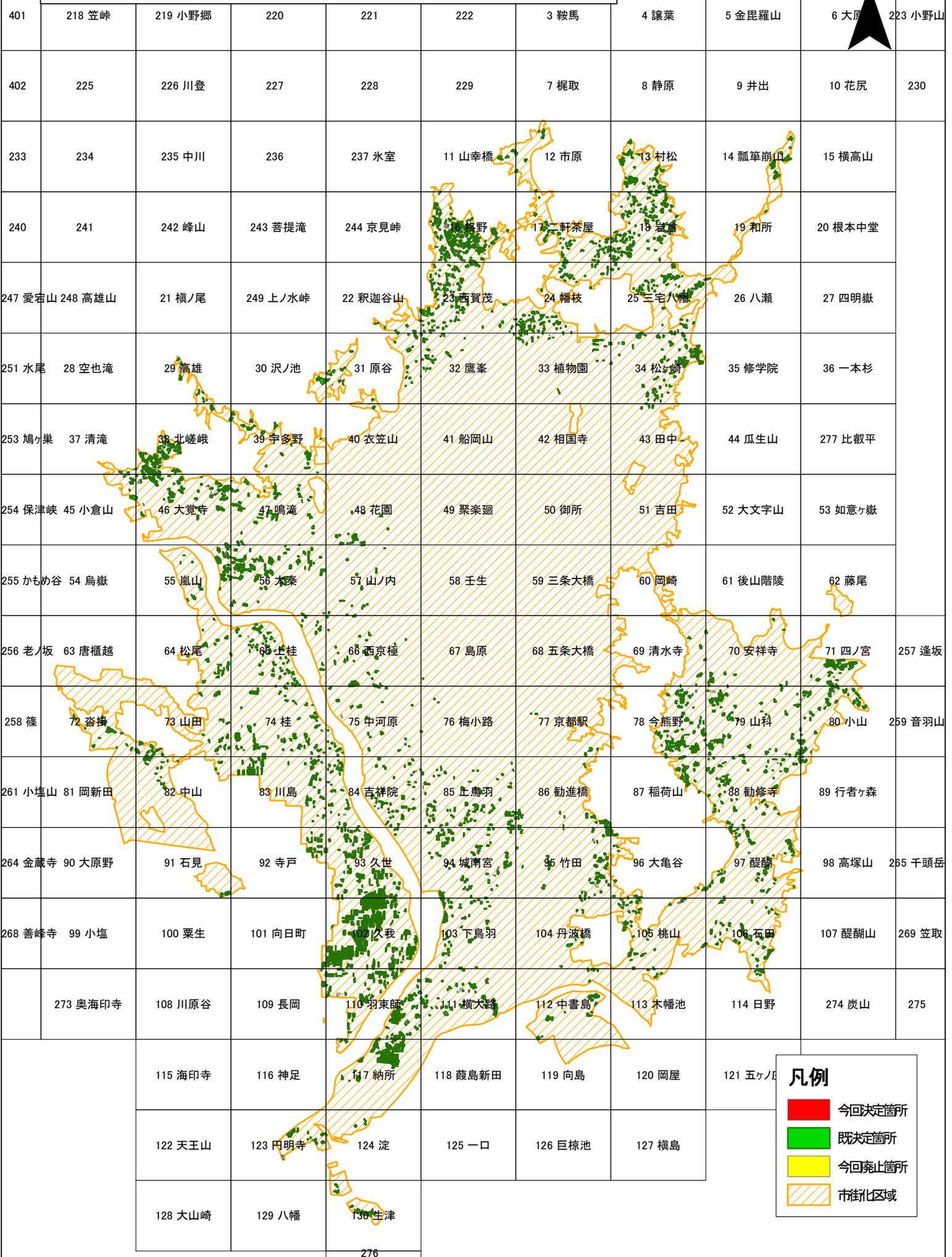
計議第 3 2 8 号議案付図

計議第 3 2 8 号議案 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）
生産緑地地区の変更（京都市決定）

目次	P. 1	計議第 3 2 8 号議案 図郭割図（計画図用）（参考）
	P. 2～P. 108	計議第 3 2 8 号議案 計画図

計議第328号議案付図
 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)
 生産緑地地区の変更(京都市決定) 図郭割図(計画図用)

131 畠山谷 1 焼杉山 2 古知平 217 童髪山
 4 讓葉 5 金毘羅山 6 大原 223 小野山
 N



凡例
 ■ 今回決定箇所
 ■ 既決定箇所
 ■ 今回廃止箇所
 ■ 市街化区域

016-8 柵野

237 水室	11 山幸橋	12 市原	1	2	3
244 原見峠	16 柵野	17 二軒茶屋	4	5	6
22 釈迦谷山	23 西賀茂	24 檜枝	7	8	9

1. 本図は、京都市都市計画局が定める「京都市都市計画条例」に基づき、京都市都市計画区域（柵野）の区域指定に関するものである。

2. 本図の区域指定は、京都市都市計画局の審議を経て決定される。

3. 本図の区域指定は、京都市都市計画局の審議を経て決定される。

4. 本図の区域指定は、京都市都市計画局の審議を経て決定される。

5. 本図の区域指定は、京都市都市計画局の審議を経て決定される。

6. 本図の区域指定は、京都市都市計画局の審議を経て決定される。

7. 本図の区域指定は、京都市都市計画局の審議を経て決定される。

8. 本図の区域指定は、京都市都市計画局の審議を経て決定される。

9. 本図の区域指定は、京都市都市計画局の審議を経て決定される。

10. 本図の区域指定は、京都市都市計画局の審議を経て決定される。

11. 本図の区域指定は、京都市都市計画局の審議を経て決定される。

12. 本図の区域指定は、京都市都市計画局の審議を経て決定される。

13. 本図の区域指定は、京都市都市計画局の審議を経て決定される。

14. 本図の区域指定は、京都市都市計画局の審議を経て決定される。

15. 本図の区域指定は、京都市都市計画局の審議を経て決定される。

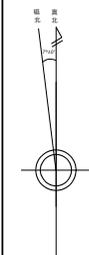
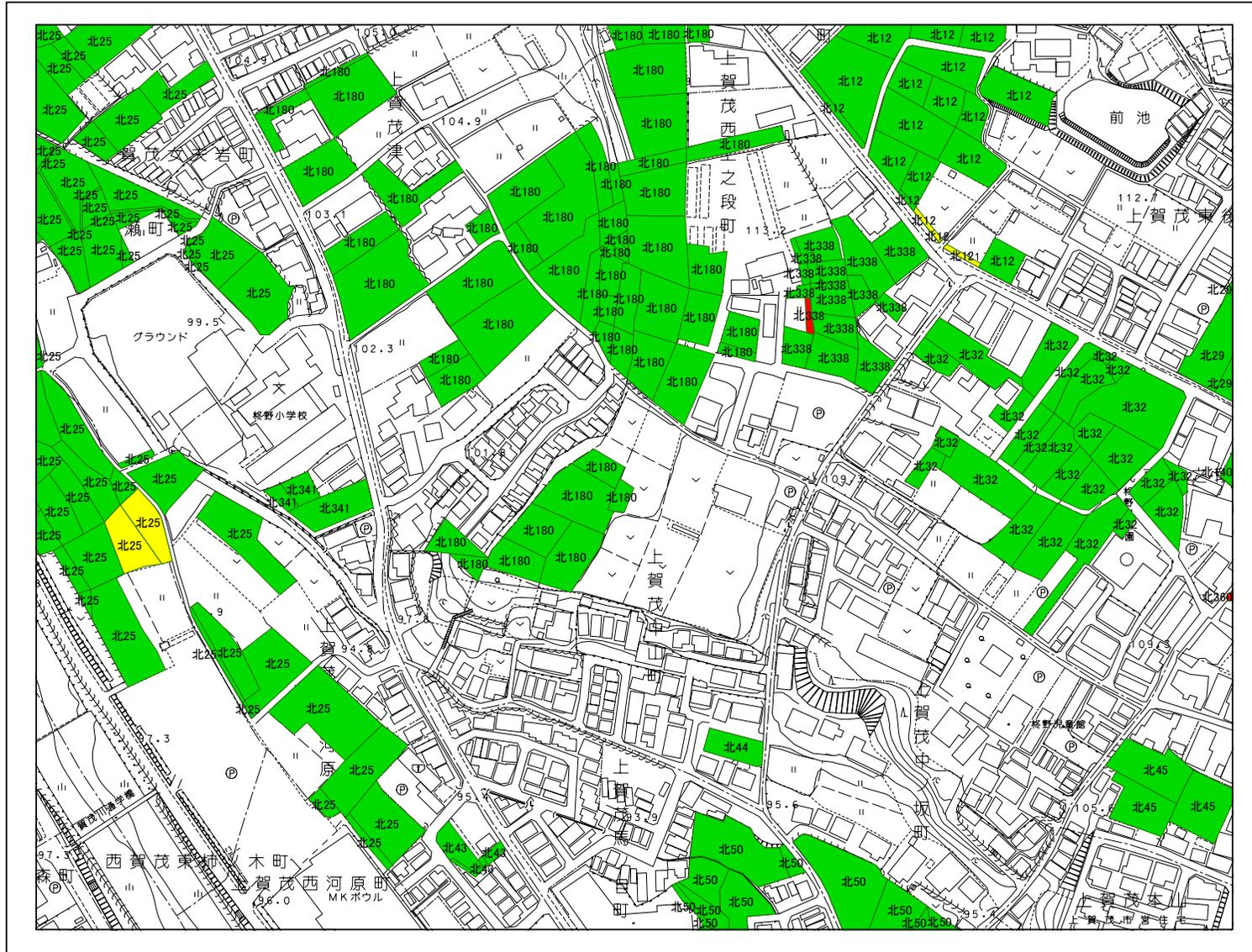
16. 本図の区域指定は、京都市都市計画局の審議を経て決定される。

17. 本図の区域指定は、京都市都市計画局の審議を経て決定される。

18. 本図の区域指定は、京都市都市計画局の審議を経て決定される。

19. 本図の区域指定は、京都市都市計画局の審議を経て決定される。

20. 本図の区域指定は、京都市都市計画局の審議を経て決定される。



京都市都市計画局

凡例

- 今回決定箇所
- 既決定箇所
- 今回廃止箇所

1:2,500

